

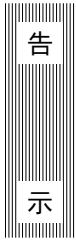
群馬県報



目次

告 示

- 救急診療所の認定 (医務課) 1
- 特定有害物質によって汚染されている区域の指定 (環境保全課) 1
- 解除保安林 (森林保全課) 1
- 保安林の指定施業要件の変更予定 (同) 1
- 収納代理金融機関の指定の告示の一部改正 (審査課) 1
- 同 1
- 公 告
- 土地改良事業の換地計画の決定に係る縦覧 (農業基盤整備課) 11
- 公共測量の実施 (用取課) 11
- 落 札
- 落札者等の決定 (監査課) 11



群馬県告示第513号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による認定を受けた救急診療所である。
平成16年10月5日

群馬県知事 小寺弘之

名 称	所 在 地	開 設 者	有 効 期 間
医療法人 けんもち医院	吾妻郡中之条町大字伊勢町837-1	医療法人 けんもち会	平成16年11月1日から平成19年10月31日まで

群馬県告示第514号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。
平成16年10月5日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 指定する区域 館林市仲町2289番1の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第18条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 六価クロム化合物

群馬県告示第515号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
平成16年10月5日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 解除に係る保安林の所在場所 吾妻郡嬭恋村大字鎌原字横笹1053の35（次の図に示す部分に限る。）、1053の12310
 - 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - 3 解除の理由 国立公園事業用地とするため
- 「次の図」は、省略し、その図面を群馬県環境・森林局森林保全課及び嬭恋村役場に備え置いて縦覧に供する。

群馬県告示第516号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。
平成16年10月5日

群馬県知事 小寺弘之